

※ 日本国内に住所を有しない外国人の方が宿泊される場合は、国籍及び旅券番号を記載していただくことになっています。（住宅宿泊事業法第6条、住宅宿泊事業法施行規則第7条第3項）また、正確を期する必要がありますので、旅券の呈示や写しを取らせていただくことが必要です。

なお、旅券の写しを保存することにより、宿泊者名簿の氏名・国籍・旅券番号の記載を省略することができます。

※ 様式は参考例ですのでサイズやデザインを指定するものではありません。また、項目を追加して活用することも可能です。